

⑤

報告第6号

茨城県県立高等学校学則の一部を改正する規則制定の専決について

上記規則については、教育委員会の会議を招集する暇がないので、茨城県教育委員会事務専決規程（昭和46年茨城県教育委員会訓令第5号）第2条第1項の規定に基づき、平成19年3月29日付けで別紙のとおり専決しましたから、同条第2項の規定に基づき、報告します。

このことについて、承認願います。

平成19年4月25日提出

茨城県教育委員会教育長 稲葉 節生

茨城県県立高等学校則新旧対照表

| 改正案 | 現 行 |
|--|---|
| <p>(科目履修生) 第27条の2 学年による教育課程の区分を設けない<u>定時制課程又は通信制課程</u>であるものを置く高等学校の校長は、当該課程の聴講生として特定の科目を履修する者の聴講を認めることができる。</p> | <p>(科目履修生) 第27条の2 学年による教育課程の区分を設けない<u>定時制課程</u>であるものを置く高等学校の校長は、当該課程の聴講生として特定の科目を履修する者の聴講を認めることができる。</p> |